

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【岐阜県】 に対する岐阜県知事意見書

平成25年9月18日に事業者から県に送付された本事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、公聴会（可児市、多治見市、中津川市）を開催し直接住民から意見を聴くとともに、関係市町長から環境保全に係る意見書の提出を受け、これらの意見も踏まえて岐阜県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）において議論されたところである。

もとより環境影響評価の手続きは、関係者間のコミュニケーションを通じて環境影響を段階的に明らかにしていくという性質であるため、準備書段階において詳細な工事計画等すべての環境影響に係る情報が把握されているものではない。

このため、審査会における審査の過程では、事業者に対して追加資料の提示や回答を求めつつ、審査会意見書としてまとめられたところである。

県としては、以上の経過を踏まえて、次の観点を中心として準備書に対する環境保全の見地からの知事意見書を提出する。

- ① 準備書の段階では明らかにされていない事項について、今後更なる取組を進めるとともに可能な限り環境影響評価書（以下「評価書」という。）への記載を求めること。
- ② 評価書公告から着工までの間に、計画の熟度に応じて措置すべき事項について、更に必要な対応を求めること。
- ③ 着工後の環境保全措置、事後調査・モニタリング等について、適切な実施を求めること。

事業者においては、以下に列記する意見を評価書に十分に反映するとともに、今後も県や関係市町等とのコミュニケーションを密にして環境影響のできる限りの低減に努められたい。

第1 総括的な事項について

1 環境影響評価に取り組む基本的な姿勢

- (1) 環境影響に関して、法令等の規制基準を遵守することは当然であるが、更に進んで可能な限りの環境負荷の低減に努めること。とりわけ技術面では、今後の進展に応じて最新の技術を積極的に導入し、環境負荷の低減を図ること。
- (2) 評価書の作成、環境保全措置や事後調査等の計画の具体化に当たって、専門家から指導及び助言を受けた場合については、その内容、専門家の氏名等を評価書に記載するとともに、県及び関係市町に報告すること。
- (3) 評価書や地元説明資料の作成に当たっては、地域住民等に容易に理解されるよう、わかりやすく記述するとともに、積極的な情報公開に努めること。

2 事後調査及びモニタリングの計画

工事中及び供用後において実施する事後調査及びモニタリングの計画に関しては、遅くとも工事計画策定までに作成して、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等において地域住民に説明すること。

また、事後調査及びモニタリングの結果についても公表すること。

3 本意見書に基づく県等の対応

- (1) 本意見書に基づいて県及び関係市町に報告等を行う際は、十分な時間的余裕を持って行うこと。
- (2) 県は、(1)の報告等があった場合には、必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することとしているので、これを環境保全措置に十分に反映すること。

第2 工事計画について

1 施設の概要

(1) 準備書において鉄道施設の概要が記載されているが、環境影響評価を行うために十分な情報が明らかにされていないので、評価書においては、特に次の事項について詳細に記述すること。

ア 駅、車両基地、非常口（換気施設を含む）及び変電施設の構造、設備及び機能等

イ 路線の詳細な断面図、斜坑のルート及び断面図

(2) 次の鉄道施設の具体化に当たっては、例えば高架橋について防音・防災フードの施工を望む等、市町によって様々な意見があることから、現地の状況に応じ、それぞれの周辺環境、土地利用状況及び関係市町の意見を踏まえること。

また、駅や高架橋等については、既存市街地やコミュニティへの影響にも留意すること。

ア 高架橋・橋梁の環境対策工（防音壁、防音防災フード）

イ トンネル部の土被り及び緩衝工

ウ 駅、車両基地、非常口（換気施設を含む）及び変電施設の位置及び設備・構造物の配置

(3) 施設の仕様、工事計画、環境影響及びその保全措置について、県及び関係市町に報告するとともに、工事説明会等の機会を利用して地域住民等に丁寧に説明すること。

2 工事方法

(1) 工事用車両の走行については、学校、病院、その他の配慮が特に必要となる施設を利用する者や地域住民の生活環境への影響が懸念され、交通安全や道路管理上の問題等が生ずるおそれもあることから、あらかじめ関係市町及び道路管理者等の関係機関と協議した上で適切な走行ルートを設定すること。

(2) 工事計画の策定に当たっては、工事現場や走行ルートの周辺環境への影響が最小限となるよう、工事用車両の種類、通行時間及び台数、建設機械の種類及び台数、稼働時間等について明らかにすること。

第3 個別の環境要素に係る事項について

1 大気質

準備書においては、大気質の予測について平均的なデータを使用しているため、大気が滞留しやすい狭隘な谷間地形等の影響、工事用車両の走行に伴う道路の高低差等の局所的な影響、短期的な変動影響等が考慮されておらず、影響評価が十分にできていない点があると考えられることから、工事の実施に当たっては、必要なモニタリングを実施すること。

また、狭隘な谷間地形における大気の拡散については、局所的な気象条件に左右されることから、影響が大きい因子である鉛直方向の気温分布についても必要に応じて測定し、一時的に大気汚染物質が高濃度となった場合の影響や環境保全措置を検討して工事を実施すること。

2 騒音、振動、微気圧波、低周波音

(1) 工事ヤード内での建設機械の稼働による建設作業騒音について、それぞれの最大値を予測した場合の建設機械の想定配置を評価書に記述すること。

また、準備書には環境保全措置として仮囲いや防音シート等の遮音対策が記載されているが、遮音による具体的な低減効果について評価書に記述すること。

(2) 工事用車両の走行に係る道路騒音については、工事用車両の走行による寄与分が約5デシベルと大きい場合や既存道路の現況が環境基準を超過している場合があるので、特に該当する箇所においては、工事の平準化等を確実に実施し、騒音の一層の低減を図ること。

(3) 列車の走行による騒音の予測結果の妥当性を検証できるように、準備書における予測等のために参照した山梨実験線における音源のパワーレベルや周波数特性の測定方法及び結果を評価書に記述すること。

また、その測定結果から、空力音等のそれぞれのパワーレベルの解析方法及び予測について具体的に評価書に記述すること。

(4) 地上部路線の環境対策工として防音・防災フードを設置しない場合にあつては、列車走行騒音による生活環境への影響がより懸念されることから、低騒音型車両や騒音低減効果の高い防音壁等の更なる技術開発を進めるとともに、関係市町と協議・調整を行った上で、環境保全措置を講ずること。

また、環境保全措置の実効性を確認するために、供用後において列車走

行に係るモニタリングを実施すること。

- (5) 振動については、現況値が非常に小さいことから、建設機械の稼働、工事用車両の走行及び列車の走行による寄与率がそれぞれ高くなるため、工事中及び供用後において、民家の近傍等でのモニタリングを実施すること。
- (6) 列車走行に係る微気圧波については、緩衝工、多孔板の設置及びその適正な維持管理を、換気施設の稼働に係る低周波音については、環境対策型換気設備の採用、消音設備・多孔板の設置等を環境保全措置としているが、それぞれの実効性を確認するために、供用後においてモニタリングを実施すること。

3 水質、地下水、水資源

- (1) 工事に伴い発生する湧水については、工事現場ごとに湧水に含まれる有害物質の種類、濃度及び湧水量を把握した上で、具体的な処理方法、処理施設の規模等の詳細を工事計画に位置付け、それに基づいて処理を行うこと。
- (2) 工事に伴い発生する濁水については、工事現場ごとに処理前の濁水の水質及び水量を想定した上で、具体的な処理方法、処理施設の規模等の詳細を工事計画に位置付け、それに基づいて処理を行うこと。
- (3) 工事排水については、定期的に処理前後の水質モニタリングを行うこととし、その項目、頻度及び期間については、水質の状況等をもとに関係機関（県、関係市町、水道事業者等）と着工までに協議・調整すること。
- (4) 工事排水の放流施設の位置等については、放流先河川下流における水道等の利水状況を把握し、関係機関と協議した上で設定すること。
- (5) 薬液注入工法による施工については、地下水汚染の可能性があるので、使用する薬液の種類、性状、使用量等を明確にした上で、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。
- (6) 準備書においては個別の井戸に関する情報等が十分整理されておらず、地下水の水位に関する調査・予測結果が総括的になっているので、事業実施による個別井戸への影響の有無の判断に資するため、高橋の水文学的方法で求めた予測検討範囲内に存在する全ての井戸について、利用状況や井戸深等を着工までに把握すること。

また、個別の井戸に関して予測される影響については、着工までに県及

び関係市町に報告するとともに井戸所有者等に丁寧に説明すること。

- (7) 準備書においては、地下水の水位に関する事後調査について、調査対象を「トンネル計画路線周辺の主な井戸」、調査の期間を「工事完了後一定期間」としているが、具体的な事後調査計画を策定し、県及び関係市町に報告すること。

また、事後調査の対象井戸は、地域特性を把握した上で、地域ごとにその地域を代表する井戸を選定すること。

- (8) 準備書においては、河川の流量に関する事後調査について、調査対象を「トンネル計画路線周辺の主な河川」、調査の期間を「工事完了後一定期間」としているが、具体的な事後調査計画を策定し、県及び関係市町に報告すること。

また、事後調査の対象とする河川には、影響が大きいと想定される小河川も含めること。

4 土壌汚染

- (1) 発生土における重金属等の有害物質による土壌汚染に関して、着工までに次の措置を講ずること。

ア 発生土中の有害物質を確認するためのモニタリングについて、あらかじめその方法及び頻度を定めておくこと。

イ 過去の事例から、有害物質を含む可能性が高いとされる美濃帯の泥岩・混在岩等の泥質岩については、事前のボーリング調査等においてその存在箇所を把握し、当該箇所に係る発生土のモニタリングはより詳細に行うこと。

ウ 有害物質を含む汚染土壌が発生した場合について、あらかじめ工事現場での管理方法及び処理・処分の具体的な方法を定め、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に説明した上で、工事に着手すること。

また、工事の実施により汚染土壌が発生した場合においても、その都度、同様に報告及び説明を行うこと。

- (2) ウラン含有土壌に関しては、次の措置を講ずること。

ア 文献調査で把握した計画路線上のウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域にあつては、事前のボーリング調査等においてウラン含有土壌の存在を含む地質の状況把握を行い、工事計画を定める

こと。

また、工事計画を定めた段階で県及び関係市町に報告するとともに、地域住民等に丁寧の説明すること。

イ 発生土、掘削箇所湧水及び発生土置き場の流出水のウラン濃度の把握方法、管理を必要とするウラン濃度レベル、ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合の対応方法、放出されるラドンの把握及び管理を含めた対応方法等について、法令や既存事例を参考とするとともに放射性物質及び地質に精通した専門家の指導及び助言を受け具体的に定めること。

なお、対応方法等については、できるだけ早い時期に決定し、県及び関係市町に報告するとともに、地域住民等に丁寧の説明すること。

また、評価書作成時点までに検討できた事項及び具体的な対応方法等を決定する時期については評価書に記載すること。

ウ ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合については、その都度、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧の説明すること。

5 地形及び地質

(1) 地形・地質の全般に関する情報について、評価書作成時点で得られる最新の調査データ及び文献を踏まえて、評価書に正確に記述すること。

(2) 準備書には記載されていない手賀野断層等の断層及び破碎帯に関する情報、断層等と地震との関係について、評価書作成時点で得られる最新の調査データ及び文献を踏まえて、評価書に詳細かつ正確に記述すること。

(3) 中津川市においては、市天然記念物であるヤマグチ石（いし）が産出する可能性があるため、必要に応じて中津川市と協議の上、工事を実施すること。

6 磁界

(1) 磁界について予測結果の妥当性を検証できるように、山梨実験線における磁界の公開測定事例を含めた調査結果と、その再現性やデータが示す意味等を評価書に記述すること。

(2) 磁界による長期的なばく露が人体及び生態系に及ぼす影響について、今後とも知見の収集に努めるとともに、列車走行で発生する磁界が人体に及ぼす影響に関しては、第三者機関による評価の実施について検討すること。

7 日照障害、電波障害

- (1) 高架橋及び地上駅等の鉄道施設について、日照障害を抑制する形状や高さとするよう配慮するとともに、季節及び時間ごとの影響範囲を図示する等具体的なデータに基づき、着工までに影響を受ける地域の住民に対して丁寧に説明すること。
- (2) 高架橋及び地上駅等の鉄道施設の設置による電波障害について、列車走行による影響の有無を含めた具体的なデータに基づき、着工までに影響を受ける地域の住民に対して丁寧に説明すること。

8 動物、植物、生態系

- (1) 動物、植物及び生態系に係る環境保全措置及び事後調査の具体化に当たっては、対象となる地域における自然環境の実態に精通した専門家から指導及び助言を受けること。

また、準備書においては、具体的な事後調査計画が記載されていないことから、調査の内容、時期及び頻度等の具体的な計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告すること。事後調査の結果についても、県及び関係市町に同様に報告すること。

- (2) 詳細な位置等が確定していない車両基地、非常口及び変電所等の土地改変を行う区域については、植物の生育状況、生態系の現状等を把握した上で、それらに配慮して具体的な施設位置等を決定すること。

特に、約65ヘクタールの規模で設置される車両基地については、猛禽類の生息エリアの一部であって採餌場になっているものと想定されるが、その設置により広い範囲で採餌場が減少することに留意して、改変区域の範囲、設備及び構造物の配置等について慎重に検討すること。

- (3) 希少な鳥類に関しては、特に種の存続に重要な営巣地や繁殖期に留意して工事を実施するとともに、生息環境の改変の回避・低減等の環境保全措置を的確に実施すること。

また、事後調査に当たっては、あらかじめ影響の有無を判断できる目安・基準を定めた上で実施すること。

- (4) ドジョウ等の底生魚類については、工事等に伴う土砂等の河川流入により、その生息環境が損なわれる可能性が高いので、工事現場周辺において

は、河川底質への影響に留意して、濁水対策や発生土の散乱防止対策を実施すること。

- (5) 希少な植物に関しては、クロホシクサ等の移植による保全が難しい種もあることから、それぞれの種の生活史、生育環境の特性等を踏まえ、環境保全措置を具体的に設定すること。
- (6) 湿地は希少な植物・昆虫等の生息環境となっており、その保全を図る必要があることから、地下水の予測評価の際に定めた予測検討範囲内のすべての湿地について、着工までに現状把握を行うとともに、それぞれの湿地の成立状況等を推定した上で、それに応じた環境保全措置を講ずること。
- (7) 車両基地や駅舎、山の中に設置される換気施設や非常口などの夜間照明については、動植物への影響を最小限に抑えるため、光の広がり少ない光源を使用するなどの環境保全措置を講ずること。
- (8) 希少種等の生息情報等については、乱獲等を防止する観点で、評価書作成や公表に当たり十分配慮して取り扱うこと。

9 文化財

- (1) 土地の改変の可能性のある範囲に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、着工前に試掘・確認調査を行い、更に必要に応じて本発掘調査を行うことになっているので県及び関係市と十分協議の上、対応すること。

なお、本発掘調査の結果、重要な遺跡が確認された場合は、現状保存等の措置について関係機関と協議すること。

また、着工前に試掘・確認調査を実施したものの、本発掘調査には及ばないとされた箇所及び周知の埋蔵文化財包蔵地以外の工事において、遺跡と認められるものが発見された場合には、速やかに工事を中断し、その措置について関係機関と協議すること。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の工事においても同様に対応すること。

- (2) 工事用車両の走行、建設機械の稼働等に伴う指定等文化財への影響を低減するため、車両の集中の防止策、工事の平準化等の環境保全措置を講ずること。
- (3) 可児市久々利地内大萱地区の地上部の計画路線については、県史跡指定地域及び周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、今後、橋脚、切取区間等の改変区域を可及的速やかに明らかにした上で、県及び可児市と

協議の上、古窯跡に関する重要な遺跡の有無を確認すること。重要な遺跡が存在する場合は、これを回避できる方法を検討し、工事計画策定までに県及び可児市と協議すること。

- (4) 第2木曾川橋梁の予定地周辺の県指定天然記念物「大実(おおみ)カヤの木」等、施設設置及び工事実施箇所の周辺に存在する天然記念物等に影響が生じないように、施設構造や工法等に配慮すること。

10 景観

- (1) 鉄道施設の工事計画においては、「岐阜県景観形成ガイドプラン」や関係市の景観条例及び景観計画における景観形成方針に留意した景観対策を講ずること。

- (2) 駅に係る景観影響については、今後の自治体との協議及び自治体側で行う駅前広場の整備によって景観が大きく変わること理由に予測評価の対象とされていないが、駅を含む高架橋区間は景観を大きく改変することになるため、できるだけ具体的なイメージ図を評価書に記載するとともに、その影響が最小限となるよう対策を講ずること。

- (3) 車両基地の周辺は長閑な森林風景が広がり、遠景に恵那山を望む良好な景観を有する地域であることから、構造物の配置等に配慮するとともに、その周囲を緑で覆う等により周辺の景観と調和するよう計画すること。

- (4) 工事実施中の景観改変については、その影響が一時的なものであり、復旧が速やかに行われることを理由に予測評価の対象とされていないが、十数年に及ぶ工事期間は一時的とはいえ、工事用道路や工事設備等の新設も想定されることから、工事中の景観の保全についても、その改変の程度に応じて具体的な対策を講ずること。

- (5) 可児市久々利地内大萱地区における景観への影響に関して、これまでに実施した景観検討会での検討結果を含む調査等の経緯、調査で把握した地域の景観特性等について、評価書に詳細に記述すること。

- (6) 可児市久々利地内大萱地区における地上部路線による景観影響について詳細に把握できるように、準備書に記載された視点場だけでなく、高架橋に近い複数の視点場からの予測評価の結果についても評価書に記述すること。

また、この予測評価の結果については、可児市や地域住民等に対し、事

業説明会や工事説明会等において丁寧に説明すること。

1.1 廃棄物等

(1) 事業実施に伴う発生土は膨大な量であり、その処理に係る行為（発生土の一時保管、運搬及び処分等）に伴い様々な環境影響が生じる可能性があるが、発生土置き場等（一時保管場所及び処分場所）の具体的な位置・規模等の計画が明らかにされておらず、その調査・予測・評価の結果が記載されていない。

このため、発生土の処理について、環境影響評価法に基づく手続きに準じた以下の措置を講ずること。

ア 発生土の本事業内での再利用、他の公共事業等での有効利用の具体的な方策及び新たに設置する発生土置き場等の場所について早急に検討し、発生土置き場等の場所及び発生土運搬車両の走行ルートを含む発生土の搬出・処理の計画を策定すること。

また、計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。

イ 新たに発生土置き場等を設置する場合には、その規模や設置場所の地域特性等を考慮し、必要に応じて専門家の助言等を踏まえて調査項目等を選定した上で、着工前に調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めるとともに、着工後の事後調査及びモニタリングの計画を策定すること。

また、着工前の調査等が終了し事後調査等の計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。

ウ イで策定された計画に基づき、事後調査等を実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。

また、事後調査等の結果について、県及び関係市町に定期的に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること。

(2) 工事中及び供用後に発生する廃棄物等について、その発生を抑制し、再使用又は再利用を徹底するとともに、再使用又は再利用できないものについては、適正に処理を行うこと。

(3) 地上駅及び車両基地の供用に伴い発生する一般廃棄物については、具体的な搬出・処理計画をあらかじめ検討の上、中津川市と協議すること。

12 温室効果ガス

- (1) 列車走行に係る温室効果ガスについて、東京都・名古屋市間の運行を対象とした予測評価を実施し、その結果を評価書に記載するとともに、今後の技術開発による省エネルギー化の取り組み等により列車走行に係る温室効果ガス排出量の削減に努めること。
- (2) 温室効果ガスの排出量に関して、工事の実施による年平均排出量と鉄道施設（駅・車両基地・換気施設）の供用に伴う年平均排出量の予測結果を、岐阜県全体の年間排出量と比較しているが、排出量そのものは少ないとはいえないので、事業の実施に当たっては、高効率の建設機械の選定、省エネルギー型製品の導入等の環境保全措置を的確に実施し、温室効果ガス排出量の一層の低減を図ること。